

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定する情勢適応の原則に基づき、本市職員の給与について社会一般の情勢に適応するよう、本市常勤一般職職員の給与制度を見直す（令和4年8月8日付け人事院勧告対応）とともに、職員の定年引き上げに係る関係規定を整備するため、本市関係条例について所要の改正を行うもの

2 改正の内容

第1条改正

(1) 他条例の改正に伴う規定整理のほか、人事院勧告に伴う若年層に対する給料表の改定、12月期に支給される勤勉手当の引上げを行うもの

【一般職員】 (0.10月分増)

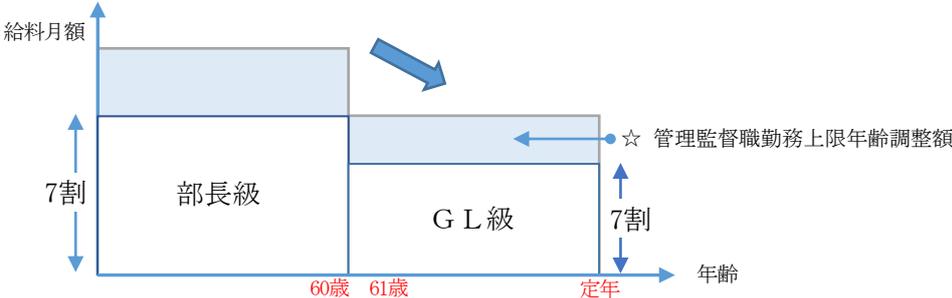
	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4 現行	1.20	0.950	2.150	1.20	0.950	2.150	2.40	1.90	4.30
R4 改定	1.20	0.950	2.150	1.20	1.050	2.250	2.40	2.00	4.40
R5 以降	1.20	1.000	2.200	1.20	1.000	2.200	2.40	2.00	4.40

【再任用職員】 (0.05月分増)

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R4 現行	0.675	0.450	1.125	0.675	0.450	1.125	1.35	0.90	2.25
R4 改定	0.675	0.450	1.125	0.675	0.500	1.175	1.35	0.95	2.30
R5 以降	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150	1.35	0.95	2.30

第2条改正

- (2) 定年延長に伴い導入する定年前再任用短時間勤務職員についての規定整備
- (3) 管理監督職としての勤務は60歳までを上限とし、降任するもの
- (4) 管理監督職勤務上限年齢導入に伴い給与の水準を7割とするが、当分の間、退職時に支給されていた給料月額7割の額と、降任後の給料月額7割の額との差を管理監督職勤務上限年齢調整額として加算するもの



(5) 令和5年度における勤勉手当の割振りを変更するもの

3 施行期日

(1) 第1条の規定は、公布の日から施行（給与表の改定部分は令和4年4月1日から適用し、勤勉手当の改定部分は令和4年12月1日から適用する。）

(2) 第2条の規定は、令和5年4月1日から施行

4 経過措置

(1) 改正前の三浦市職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨を規定

(2) 定年延長制度導入時に再任用職員として勤務している職員（暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員）については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして給与条例の規定を適用する旨を規定

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和4年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、本市特別職についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。

【市長・副市長・教育長】（0.10月分増）

	6月期	12月期	年間
R4 現行	2.075	2.075	4.15
R4 改定	2.075	2.175	4.25
R5 以降	2.125	2.125	4.25

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和4年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、病院事業管理者についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。(0.10月分増)

	6月期	12月期	年間
R4 現行	2.075	2.075	4.15
R4 改定	2.075	2.175	4.25
R5 以降	2.125	2.125	4.25

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和4年8月8日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、本市議会の議員についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。(0.10月分増)

	6月期	12月期	年間
R4 現行	2.075	2.075	4.15
R4 改定	2.075	2.175	4.25
R5 以降	2.125	2.125	4.25

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市会計年度任用職員の給与が社会一般の情勢に適応するよう、令和4年8月8日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、本市会計年度任用職員の給与制度を見直すもの

2 改正の内容

(1) 官民較差等に基づく給与水準の改定

民間給与との較差を埋めるため、三浦市職員の行政職給料表の改定に準じて、給料表の水準を引上げる。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

三浦市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の改正に伴い、職員の定年引き上げに係る関係規定を整備するため、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 地方公務員法の改正に伴う規定整備

① 定年前再任用短時間勤務制度導入による規定整備

- ・ 常勤職員と見なされる職員の要件の緩和

② 定年延長による規定整備

- ・ 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例
- ・ 定年前早期退職をすることができる年齢50歳を維持

(2) 雇用保険法の改正に伴う規定整備

- ・ 失業者の退職手当
- ・ 受給期間に関する特例を整備

(3) 附則の改正

(4) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る規定の読替え措置等

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日（一部公布の日）

4 経過措置

常勤職員と見なされる職員の要件緩和についての規定及び退職手当の基礎となる勤続期間の計算等についての規定の適用関係を整理するほか、暫定再任用職員についての経過措置を規定

三浦市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の改正に伴い、職員の定年引き上げに係る関係規定を整備するため、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) 職員の定年を60歳から65歳に引き上げる。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢を60歳と定め、管理監督職(管理職手当が支給される職)から他の職に降任等を行うにあたり遵守すべき基準を定める。
- (3) 管理監督職勤務上限年齢に達した後も、引き続き管理監督職に任用することができる特例について要件を定める。
- (4) 定年の段階的引上げ措置（2年に1歳ずつ）を規定
- (5) 60歳に達した日以後に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員として短時間勤務の職に採用することができることとする。
- (6) 当分の間、職員が59歳に達する年度に、当該職員が60歳に達する年度以後に適用される任用・給与等の情報を提供し、勤務の意思を確認するよう努めなければならない。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 経過措置

- (1) 定年が65歳となるまでの間、定年に達した日以後に退職した職員で65歳に達する年度の末日までにある者等を、選考により、現行の再任用と同様に1年以内の任期で採用することができることとする。（暫定再任用制度の導入）
- (2) 暫定再任用制導入に伴う経過措置
- (3) 定年前再任用短時間勤務制導入に伴う経過措置
定年引上げが完成するまでの期間中に定年前再任用短時間勤務職員の任期満了時点で上げられた定年前となった場合に、改めて定年前再任用短時間勤務職員に任用することができないことを規定
- (4) 施行期日前であっても必要な情報提供・意思確認が行えるよう、条例で定める年齢を60歳とする。
- (5) 定年の引上げに伴い、現行の再任用制度が廃止されるため、三浦市職員の再任用に関する条例を廃止する。

三浦市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の改正に伴い、職員の定年引き上げに係る関係規定を整備するため、関係条例について所要の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 三浦市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う改正】

懲戒発令時点の減給額が、現に受ける給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずる。

(2) 三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整理】

「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」

(3) 三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

①【管理監督職務上限年齢制の導入に伴う規定整備】

異動期間が延長された管理監督職を占める職員を育児休業および育児短時間勤務をすることができない職員に追加する。

②【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整理】

- ・「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」
- ・給料月額7割減額措置が適用される育児短時間勤務職員についての給与条例の読替え等

(4) 三浦市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整理】

「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」

(5) 三浦市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正

【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整理】

「再任用短時間勤務職員」→「定年前再任用短時間勤務職員」

3 施行期日

令和5年4月1日

4 経過措置

暫定再任用短時間勤務職員について、定年前再任用短時間勤務職員とみなして条例の規定を適用

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の改正に伴い、職員の定年引き上げに係る関係規定を整備するため、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】

（1）定年前再任用短時間勤務職員について、扶養手当、住居手当、退職手当の規定の適用を除外

【定年の引上げに伴う給与に関する特例措置】

（2）60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額について規定

（3）管理監督職上限年齢により他の職へ降任した場合における給料の調整について規定

（4）引き続き給料表の適用を受ける職員のうち管理監督職上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対する調整について規定

（5）任用の事情を考慮して管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対する調整について規定

3 施行期日

令和5年4月1日

4 経過措置

暫定再任用職員についても、扶養手当、住居手当、退職手当の規定の適用を除外する旨を規定

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の改正に伴い、職員の定年引き上げに係る関係規定を整備するため、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

【定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定整備】

（1）定年前再任用短時間勤務職員について、初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び退職手当の規定の適用を除外

【定年の引上げに伴う給与に関する特例措置】

（2）60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額について規定

（3）管理監督職上限年齢により他の職へ降任した場合における給料の調整について規定

（4）引き続き給料表の適用を受ける職員のうち管理監督職上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対する調整について規定

（5）任用の事情を考慮して管理監督職勤務上限年齢調整額を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に対する調整について規定

3 施行期日

令和5年4月1日

4 経過措置

暫定再任用職員についても、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、退職手当の規定の適用を除外する旨を規定